



令和7年度 加東市民病院採尿室改修工事

金抜設計書

工事番号 2025075100

工事名 令和7年度 加東市民病院採尿室改修工事

施工場所 加東市家原85番地（加東市民病院）

兵庫県 加東市

[illegible]

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	令和7年度 加東市民病院採尿室改修工事						
A	直接工事費		1.0	式			
B	共通仮設費	積上による共通仮設費含む	1.0	式			
C	現場管理費		1.0	式			
D	一般管理費		1.0	式			
		諸経費 計					
F	スクラップ控除		1.0	式			
		工事価格					
	消費税相当額	10%	1.0	式			
		合計					

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	建築工事						
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	建具改修工事		1.0	式			
3	内装改修工事		1.0	式			
4	塗装改修工事		1.0	式			
5	環境配慮工事		1.0	式			
6	発生材運搬費		1.0	式			
7	発生材処分費		1.0	式			
	小計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	建築工事						
1	直接仮設工事						
	内部足場(脚立足場)	並列 存置期間1カ月	15.0	床m2			
	墨出し	内部改修 複合改修	17.2	延m2			
	養生	内部改修 複合改修 既設アル窓とも	17.2	延m2			
	養生	搬出入路 シート養生	22.2	延m2			
	整理清掃後片付け	内部改修 複合改修	17.2	延m2			
	整理清掃後片付け	搬出入路	22.2	m2			
	内部仮囲い	掛け払い費とも PBt9.5、LGS65型、 軽量アルミ製引き戸(シンダー錠)	1.0	式			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	建築工事						
2	建具改修工事						
	【解体撤去工事】						
	トイレブース 撤去	t40 集積共	14.0	m2			
	木製扉 撤去	(WD-1) W800×H2,000程度 片開き 扉のみ ガラス撤去含む 集積共	1.0	箇所			
	アルミ製スクリーン撤去	ガラス撤去含む 集積共	2.7	m2			
	【改修工事】						
	TB-1 トイレブース	詳細は建具表参照	1.0	箇所			
	TB-2 トイレブース	詳細は建具表参照	1.0	箇所			
	TB-3 トイレブース	詳細は建具表参照	1.0	箇所			
	TB-4 トイレブース	詳細は建具表参照	1.0	箇所			
	カッティングシート貼り	300×70	1.0	箇所			
	カッティングシート貼り	200×200	2.0	箇所			
	カッティングシート貼り	50 φ	4.0	箇所			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	建築工事						
3	内装改修工事						
	【解体撤去工事】						
	床カッター切り	和便器周り コンクリート面	1.8	m			
	床スラブ研り	ハントブレーカー主体 和便器周り 集積共	0.1	m3			
	床モザイクタイル貼り撤去	25角 下地モルタル撤去含む 集積共	15.0	m2			
	SUS製沓摺撤去	集積共	0.9	m			
	壁タイル貼り撤去	(劣化部のみ) 100角 下地モルタル撤去・カッター切り含む 集積共	5.8	m2			
	配管バック撤去	ハントブレーカー主体 SUS製天板・CB下地撤去含む 集積共	4.1	m2			
	天井軽鉄下地撤去	集積共	15.0	m2			
	ペーパータイル撤去	集積共	1.0	箇所			
	鏡撤去	450×600 集積共	0.5	m2			
	木製カウンター撤去	集積共	1.0	箇所			
	【改修工事】						
	床開口閉鎖工事	(別紙明細-1 参照)	1.0	式			
	床 モルタル塗り	t30 金ゴテ押え	15.0	m2			

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	複層ビニル床シート貼り	t2.5 下地調整とも 消臭NSTワレNW/東リ同等以上	14.2	m2			
	ビニル巾木	H60	19.6	m			
	汚垂石	600×600 ハイロセラ・フロアPUS/TOTO同等以上	2.0	箇所			
	SUS製査摺	t1.5 HL仕上	0.8	m			
	軽量鉄骨壁下地	(配管バック・新設間仕切り部) スタット65形 @450	10.4	m2			
	壁 石こうボード貼	(配管バック・新設間仕切り部) t12.5	15.9	m2			
	壁 モルタル塗り	(劣化部・配管バック撤去部) t30 金コテ仕上げ	9.9	m2			
	壁 カチオン下地処理	タイル面	32.7	m2			
	壁 抗菌メラミン不燃化粧板貼	(配管バック・新設間仕切り部) t3.0 目地シール及び専用ジョイナー(下部・出隅)とも	14.9	m2			
		セラル/アイカ工業同等以上					
	壁 抗菌メラミン不燃化粧板貼	(モルタル・タイル面) t3.0 目地シール及び専用ジョイナー(下部・出隅)とも	31.7	m2			
		セラル/アイカ工業同等以上					
	天板 ポストフォーム面台	(配管バック部) W150 t19 NPA型/アイカ工業同等以上	5.3	m			
	配管バック下部シーリング処理	MS-2 10×10程度	12.1	m			

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	軽量鉄骨天井下地	19形 @225mm	15.0	m2			
	天井 化粧石膏ボード	t9.5 910×910 シフトン	15.0	m2			
	同上廻縁	塩ビ製 コ型	20.3	m			
	天井点検口	(新設天井面) 450角 アルミ枠	1.0	箇所			
	天井点検口	(既設天井面) 450角 アルミ枠 既設ボード撤去・天井補強とも	1.0	箇所			
	サイン カッティングシート貼り	450 × 300 アクリル下地板t3とも	1.0	箇所			
	既設片引き窓清掃	AW-1 両面	0.5	m2			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	建築工事						
5	環境配慮工事						
	(アスベスト除去工事)						
	※脚立足場は直接仮設費に計上する。						
	床 養生費	二重張り 隔離シート厚0.15mm	15.0	m2			
	壁・開口 養生費	一重張り 隔離シート厚0.08mm	38.6	m2			
	粉じん飛散抑制剤吹付け		15.0	m2			
	成形版撤去(屋内天井)	(天井 フレキシブルボード't4.0) 作業レベル3 手ばらし撤去 ※廻縁とも撤去のこと	15.0	m2			
	除去石綿処理	薬液処理(二重梱包) 積込費とも 発生材・養生シート等	0.2	m3			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I 6	建築工事 発生材運搬費						
	(積込費)						
	発生材積込み	コンクリート類 人力	1.2	m3			
	発生材積込み	内装材 人力	1.3	m3			
	※電気設備工事及び機械設備工事分も含む						
	(運搬費)						
	発生材運搬費	コンガラ類(無筋) 4t	1.2	m3			
	発生材運搬費	ガラス・陶器くず 4t	0.9	m3			
	発生材運搬費	混合廃棄物 4t	0.4	m3			
	発生材運搬費	アスベスト含有材 4t	0.2	m3			
	※電気設備工事及び機械設備工事分も含む						
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	電灯コンセント設備工事						
	ケーブル	EM-EEF1.6-2c (ころがし)	7.0	m			
	〃	EM-EEF1.6-3c (ころがし)	6.0	m			
	〃	EM-EEF2.0-3c (ころがし)	20.0	m			
	〃	EM-EEF2.0-3c (管内)	6.0	m			
	〃	EM-EEF2.0-3c (PF管内)	24.0	m			
	電線管	VE(36) (露出)	3.0	m			
	〃	PF-S(22) (隠蔽)	24.0	m			
	メタルモール	B型	3.0	m			
	同付属品	フラットエルボ、フッシング、天井引き出しアダプタ	1.0	式			
	同1口用スイッチボックス	B型	1.0	個			
	プルボックス	VE製 300角x200 WP	0.42	m2			
	アウトレットボックス	VE製 102角x44 C付	7.0	個			
	〃	VE製 102角x54 C付	2.0	個			
	熱線センサ付自動スイッチ	天井取付 親器・広角検知形 8A	2.0	台			
	〃	天井取付 子器 5mA	3.0	台			

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	熱線センサ付自動スイッチ	天井取付 明るさセンサ付 1.2A	1.0	台			
	操作ユニット	1回路用 15A P共	2.0	組			
	埋込コンセント	アドバンS 2P15Ax1・EET、P枠共	4.0	組			
	照明器具	A11.8	11.0	台			
	漏電遮断器	ELCB2P1E20A	2.0	個			
	既設電灯分電盤内保護板開口費	ブレーカ表面部	1.0	式			
	制気口	VHS 350x350mm ※既設制気口撤去含む	1.0	個			
	天井ボード開口費	100Φ	17.0	箇所			
	DM貫通費	30Φ 厚200mm	6.0	ヶ所			
	〃	50Φ 厚200mm	1.0	ヶ所			
	〃	125Φ 厚200mm	1.0	ヶ所			
	溝はつり工事費	幅50mm、深さ50mm	0.2	m			
	カッター入れ	コンクリート面 厚20～30mm	0.5	m			
	撤去費		1.0	式			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	トイレ呼出表示設備工事						
	ケーブル	EM-AE1.2-2c (管内)	1.0	m			
	〃	EM-AE1.2-3c (ころがし)	14.0	m			
	〃	EM-AE1.2-3c (管内)	9.0	m			
	〃	EM-AE1.2-3c (PF管内)	14.0	m			
	電線管	VE(36) (露出)	9.0	m			
	〃	PF-S(14) (隠蔽)	14.0	m			
	アウトレットボックス	VE製 102角x44 C付	3.0	個			
	呼出ボタン	図示	3.0	個			
	角型廊下灯	図示	1.0	個			
	復旧ボタン	図示	1.0	個			
	DM貫通費	30Φ 厚200mm	3.0	ヶ所			
	既設チャイム取外し、復旧費		1.0	式			
	撤去費		1.0	式			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	給水設備工事						
	便所配管	HIVP-20A	9.3	m			
	〃	HIVP-25A	8.6	m			
	保温工事	HIVP-20A	9.3	m			
	〃	HIVP-25A	8.6	m			
	DM貫通費	50Φ 厚200mm	6.0	ヶ所			
	既設給水管切断、接続費		1.0	式			
	撤去費		1.0	式			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	排水通気設備工事						
	便所配管	VP-40A	6.1	m			
	〃	VP-50A	5.7	m			
	〃	VP-100A	8.3	m			
	排水専用フレキシブルパイプ	40Φ L=500mm	1.0	本			
	〃	50Φ L=500mm	1.0	本			
	〃	100Φ L=800mm	2.0	本			
	床上掃除口	COB-K(SU)50	1.0	個			
	〃	COB-K(SU)100	2.0	個			
	DM貫通費	50Φ 厚200mm	2.0	ヶ所			
	〃	75Φ 厚200mm	2.0	ヶ所			
	〃	125Φ 厚200mm	5.0	ヶ所			
	既設排水通気管切断、接続費		1.0	式			
	撤去費		1.0	式			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3	衛生器具設備工事						
	洋風便器	CFS494MC(L)RNA、TCF5831AD、TCA349	2.0	組			
	棚付二連紙巻器	YH701	2.0	個			
	壁掛自動洗浄小便器	UFS900JS	2.0	組			
	洗面器(水石けん入れ穴無し)	L250C、TLE28SS1A、TL250D、TLDP2105JA	2.0	組			
	化粧鏡	YM4560F	2.0	枚			
	手摺(L型)	T112CL10、T110D11x3、T110D42x3	2.0	組			
	手摺(小便器)	T112CU22、T110D62x2、T110D42x4	1.0	組			
	撤去費		1.0	式			
	計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B	共通仮設費						
	共通仮設費		1.0	式			
	共通仮設費 小計						
	【積上による共通仮設費】						
	交通誘導員	常時配置	10.0	人			
	アスベスト含有調査	定性分析 1検体:3サンプル採取すること 調査対象:壁タイル張り(下地とも)	3.0	検体			
		床タイル張り(下地とも), 天井フレキシブルボード貼り					
	仮囲い	コーンバリケード	1.0	式			
	積上による共通仮設費 小計						
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
C	現場管理費						
	現場管理費		1.0	式			
	計						
	改め計						
D	一般管理費						
	一般管理費		1.0	式			
	計						
	改め計						
F	スクラップ控除						
	スクラップ控除	ヘビー H2	28.5	kg			
	スクラップ控除	ステンレス類	6.2	kg			
	スクラップ控除	アルミ類	6.7	kg			
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	別紙明細-1	床開口閉鎖工事	1.0	式			
	普通型枠	地下軸部	0.2	m2			
	型枠運搬費	4t車 30km以内	0.2	m2			
	レディミットコンクリート	Fc21+6 S15	0.1	m3			
	コンクリート打設費	小型構造物	1.0	式			
	異形鉄筋	SD295A D10	3.5	kg			
	鉄筋運搬費	4t車 30km以内	3.4	kg			
	鉄筋組立加工費	小型構造物	3.4	kg			
	接着アンカー	D10 横打ち	28.0	本			
	計						

令和 7 年度 加東市民病院採尿室改修工事

仕様書

1. 工事名等

工事番号 2025075100
工事名称 令和 7 年度 加東市民病院採尿室改修工事
工事場所 加東市家原 8 5 番地（加東市民病院）
工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで

2. 工事内容

加東市民病院（R C 造）

1 階採尿室(17.23 m²)の内装・電気設備・機械設備全改修を行う。

3. 共通事項

(1) 契約

工事契約は、加東市工事請負契約約款による。

(2) 契約不適合責任期間

工事一般 加東市へ引き渡した日より、2 年。

(3) 現場代理人及び主任（監理）技術者の設置

受注者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に基づき、本工事における現場代理人を決め、現場代理人届を提出する。また、同法第 26 条に定める主任技術者及び監理技術者についての資格を証明する資料を提出する。

(4) 適用範囲

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（以下「改修標準仕様書」という。）は、建築物等の模様替及び修繕（以下「改修」という。）に係る建築工事に適用する。

(5) 受注者は、設計図書（別冊の図面、改修標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。

(6) 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。但し、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の通りとする。

（ア）質問回答書（（イ）～（オ）までに対するもの）

（イ）現場説明書

（ウ）特記仕様書

（エ）別冊の図面（設計図）

（オ）改修標準仕様書

(7) 用語の定義

（ア）「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。

（イ）「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。

（ウ）「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。

- (エ) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事における使用予定の材料、仕上げる程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
- (オ) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- (カ) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (キ) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- (ク) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ケ) 「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (8) 官公署その他への届出手続等
- ① 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
 - ② ①に規定する届出手続に要する費用は受注者の負担とする。
 - ③ 届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
 - ④ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。
 - ⑤ 排煙設備、消火設備等の防災設備の改修を行う場合は、改修期間、改修範囲、改修内容等を事前に関係官公署と協議する。なお、機能の停止ができない場合は、監督職員と協議する。
- (9) 工事实績情報システム（CORINS）への登録
- ① 工事实績情報システム（CORINS）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。但し、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日は含まない。
 - (1) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 - (2) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内
 - (3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
 - ② 登録後は、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。
- (10) 関連工事等の調整
- 契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。
- (11) 疑義に対する協議等
- ① 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合又は設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督職員と協議する。

- ② ①の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、本仕様書「3.共通事項（22）設計変更」を適用する。
- ③ ①の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

（12）工事の一時中止に係る事項

次の(1)～(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2) 関連工事等の進捗が遅れた場合
- (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことが出来ない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

（13）工期の変更に係る事項等

- ① 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告する。
 - (1) 設計図書の訂正又は変更による場合
 - (2) 工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合
 - (3) 著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合
 - (4) 資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合
 - (5) 関連工事等の調整への協力による場合
 - (6) その他受注者の責めに帰すことが出来ない事由が生じた場合
- ② 契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。なお、提出に当たっては、協議に必要な資料が、①により報告した書面と同一の場合は、①の書面に代えることが出来る。

（14）関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

（15）実施工程表

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- ② 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- ③ 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- ④ ③によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。
- ⑤ 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

（16）施工計画書

- ① 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
- ② 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- ③ 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行

う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- ④ ①及び③の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
- ⑤ 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

(17) 施工図等

- ① 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- ② 施工図等の作成に当たり、関係工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。
- ③ 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

(18) 工事の記録等

- ① 契約書に基づく履行報告に当たり、報告書に用いる書式等は、特記による。特記がなければA4判を基本とする。
- ② 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- ③ 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- ④ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真（工事前・工事中・工事後）、見本等を整備する。
 - (1) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (2) 工事の進捗により隠ぺい状態になる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (3) 一工程の施工を完了した場合
 - (4) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- ⑤ ②から④までの記録等について、監督職員より請求された時は、提示又は提出する。
- ⑥ 工事完了時には、施工箇所全ての工事写真（工事前・工事中・工事後）をアルバムに整理し、提出する。

(19) 材料機器承認願

設計図書に定める使用材料等のカタログ、見本を提示すること。また、材料及び機器の承認願を事前に提出し、設計書に記載されている品質及び性能と同等品以上であることの確認を受け、監督職員の承諾を受けること。工事完了時までに、各材料（缶など）の設計数量と実数量が分かる書類（納品書・写真など）を提出すること。

(20) 設計変更

工事着手後、設計変更が生じた時は、変更契約書に基づき、監督職員と打合せの上、変更工事に着手すること。なお、設計変更が生じたことにより工事請負金額の変更を行う場合は、各工事とも契約時の設計単価及び経費率により、設計金額に落札率を乗じて請負金額の増減を行う。但し、現場での納まり、取合い等の関係で軽微な変更を行う場合は、請負金額の増減は行わない。

(21) 施工管理

- ① 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、

品質、工程、安全等の施工管理を行う。

- ② 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

(22) 施工条件

- ① 施工日及び施工時間は次による。
 - (1) 現場での施工時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までを基本とし、これを変更する必要がある場合、又は、休日及び夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (2) 騒音が発生する工事、又は、病院施設利用上支障となる工事がある場合は、休診日・休診時間帯・土日祝日での作業とするよう施工計画を作成し、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- ② 施工現場内での、全ての現場監督及び作業員（下請け業者含む）は、必ず名札を着用する。
- ③ 施工順序に制約がある場合は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議し、指示を受ける。
- ④ 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議し、指示を受ける。
- ⑤ 資材及び廃材の搬入出ルートが、病院利用者等の移動導線と重複するため、搬入出時については、誘導員等を配置し安全確保に努めること。

(23) 施工管理技術者

- ① 施工監理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ② 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

(24) 技能士

- ① 技能士は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。
- ② 技能士は、適用する工事作業中、1 名以上の者が自ら作業すると共に、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
- ② 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。

(25) 技能資格者

- ① 技能資格者は、工事に相応した能力を有する者とする。
- ② 技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

(26) 電気保安技術者

- ① 電気保安技術者は次により、配置は特記による。
 - (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気主任技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- ③ 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

(27) 工事用電力設備の保安責任者

- ① 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。
- ② 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。
- (28) 工程会議及び立会い
受注者は、工事中における定期的な工程会議を2～3週間に1回開催する。また、必要が生じた時には、その都度開催する。その際、現場代理人及び関係者は必ず出席する。さらに、現場において、工程及び施工上打合せが必要な時は、その前日までに監督職員に対して立会いの請求を行い、立会いの日時については、監督職員の指示を受ける。
- (29) 打合せ及び記録
工事着手時、工事中における工程会議及びその他打合せ必要時に行った打合せ内容を、速やかに「打合せ記録簿（A4版）」として書面で整理し、その都度、監督職員に提出する。
- (30) 告知義務
設計図書に定められた内容に従って施工した場合、後日、工事目的物の種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）になると、予期したる時は、直ちに、監督職員に書面で報告しなければならない。
- (31) 品質管理
 - ① 「（18）施工計画書③」による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
 - ② 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
 - ③ 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (32) 施工中の安全確保
 - ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関連法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
 - ② 同一場所にて関連工事等が行われる場所で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けた時は、同法に基づく必要な措置を講ずる。
 - ③ 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
 - ④ 工事の施工に当たり、工事個所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
 - ⑤ 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は次による。また、その経過について記録し、監督職員に報告する。
 - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
 - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。但し、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督職員に報告の上、対応を行う。
- (33) 施工中の環境保全等
 - ① 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64

号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。

② 仕上塗料、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

③ 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

(34) 環境への配慮

① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。

② 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

(35) シンナー等有機溶剤の保管管理

トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及びシーリング材の保管は、盗難防止に留意し、厳重に保管すること。なお、盗難にあった場合は、直ちに監督職員に届け出ること。

(36) ホルムアルデヒド放散量について

JIS等により、放散量の区分規定がある材料(下地の材料共)を使用する場合は、F☆☆☆☆を使用すること。

(37) 火気の取り扱い

建築物内での施工に当たり、火気は使用しない。但し、やむを得ず、火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱い、火花等の飛散に十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。

(1) 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。

(2) 火気の使用箇所付近に可燃性のあるもの及び危険性のあるものを置かない。

(3) 火気の使用箇所付近には、防災シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講じる。

(4) 作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。

(38) 交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

(39) 災害等対策

災害等を予期したる場合は、速やかに防衛対策を講じる。また、災害及び事故等が発

生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させると共に、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

(40) 火災保険等

- ① 受注者は、受注者の負担で工事目的物及び工事材料（支給材料含む）等について、次の保険に付すこと。なお、保険期間については、工事期限に 14 日を加えたものとする。但し、工期延長が生じた場合は、監督職員と協議する。
 - (1) 火災保険
 - (2) 履行保証保険
 - (3) 建設工事保険
- ② 工事の施工に当たっては、安全管理に努めると共に、万一に備え、第三者に対する「損害賠償保険」等に積極的に加入するよう努める。
- ③ ①、②の規定により、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに、監督職員に提出する。

(41) 石綿含有建材の事前調査

あらかじめ関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- (1) 調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。
- (2) 事前調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともにその写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令に基づき、官公署へ報告を行う。
- (3) 分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正 令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。
- (4) (2)、(3)の事前調査及び分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものを行う。
- (5) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

(42) 施工調査

- ① 施工計画調査
工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。
- ② 施工数量調査
 - (ア) 施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は、特記による。
 - (イ) 調査の結果を監督職員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。
- ③ 調査のための破壊部分の補修
施工数量調査で、既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、特記による。

(43) 施工

- ① 施工
 - (ア) 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき、行う。
 - (イ) 関連する設備工事等でコンクリート打込み等により、隠ぺい状態となる場合は、当該関連工事等の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行わない。但し、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- ② 施工の立会い
 - (ア) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職

員の立会いを受ける。

(イ) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

③ 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。

- (1) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
- (2) 環境保全に有効な工法等の提案
- (3) 生産性向上に有効な工法等

(44) 石綿含有建材等の有害物質を含む材料の処理

改修部に石綿含有建材等の有害物質を含む材料の使用が確認され、除去工事を行う場合は、本仕様書の「9. 【石綿含有建材除去工事】特記事項」による。

(45) 産業廃棄物の処理等

建設廃材等の産業廃棄物が発生する時は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理する。また、工事完了後竣工書類の一部として、建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト票（D票、E票）の写し及び処分した廃棄物の種類・廃棄量の分かる書類と共に提出する。

(46) 化学物質の濃度測定

- ① 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- ② 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定個所数は、特記による。
- ③ 測定結果は、監督職員に提出する。

(47) 仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）を適用する。

(48) 完成検査

- ① 完成検査は、監督職員と事前に打ち合わせの上、日時を決定し、検査職員による完成検査を受ける。
- ② 受注者は、検査職員の完成検査を受ける前に、受注者（施工業者）による自主検査を行うこと。その後、工事監理者による監理者検査を受け、その結果を報告書として提出する。
- ③ 完成検査は、「工事検査」及び「技術検査」を行う。検査職員による完成検査までに、監督職員が指示する竣工書類一式をそろえ、まず、工事監理者による検査を受け、工事監理者の検査確認印をもらう。
- ④ 検査職員による完成検査時には、工事監理者の検査確認印受領後の竣工書類一式を、発注者に提出する。

(49) 完成図等

① 完成時の提出図書

工事完成時の提出図書は、特記による。特記がなければ、「②完成図」及び「③保全に関する資料」による。

② 完成図

完成図は、工事完成時における建物の状態を表現し、種類及び記入内容は、特記

による。特記はなければ、改修標準仕様書[表 1.9.1 (完成図の種類及び記入内容)]のうち監督職員の指示するものとする。

③ 保全に関する資料

(ア) 保全に関する資料は、次による。

- (1) 建築物等の利用に関する説明書
- (2) 機器取扱説明書
- (3) 機器性能試験成績表
- (4) 官公署届出書類
- (5) 総合試運転報告書

(イ) (ア) の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。

4. その他留意事項

- (1) 現場での作業は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、やむを得ない事情で工事を行う際には市監督員の承諾を得ること。
- (2) 本工事は患者や来院者等が病院で診察・療養する中で行うため不要な騒音が生じないように留意すること。また、騒音が発生する工事については、休診日・休診時間帯・土日祝日での作業とするよう施工計画をたて市監督員の承諾を得ること。
- (3) 資材及び廃材の搬入出ルートが、病院利用者等の移動導線と重複するため、搬入出時については誘導員等を配置し安全確保に努めること。
- (4) 現場監督員及び作業員は、病院内においては必ず名札又は腕章を着用すること。
- (5) 安全確保に万全を期すため、仮設計画の内容については市監督員と十分協議し承諾を得ること。

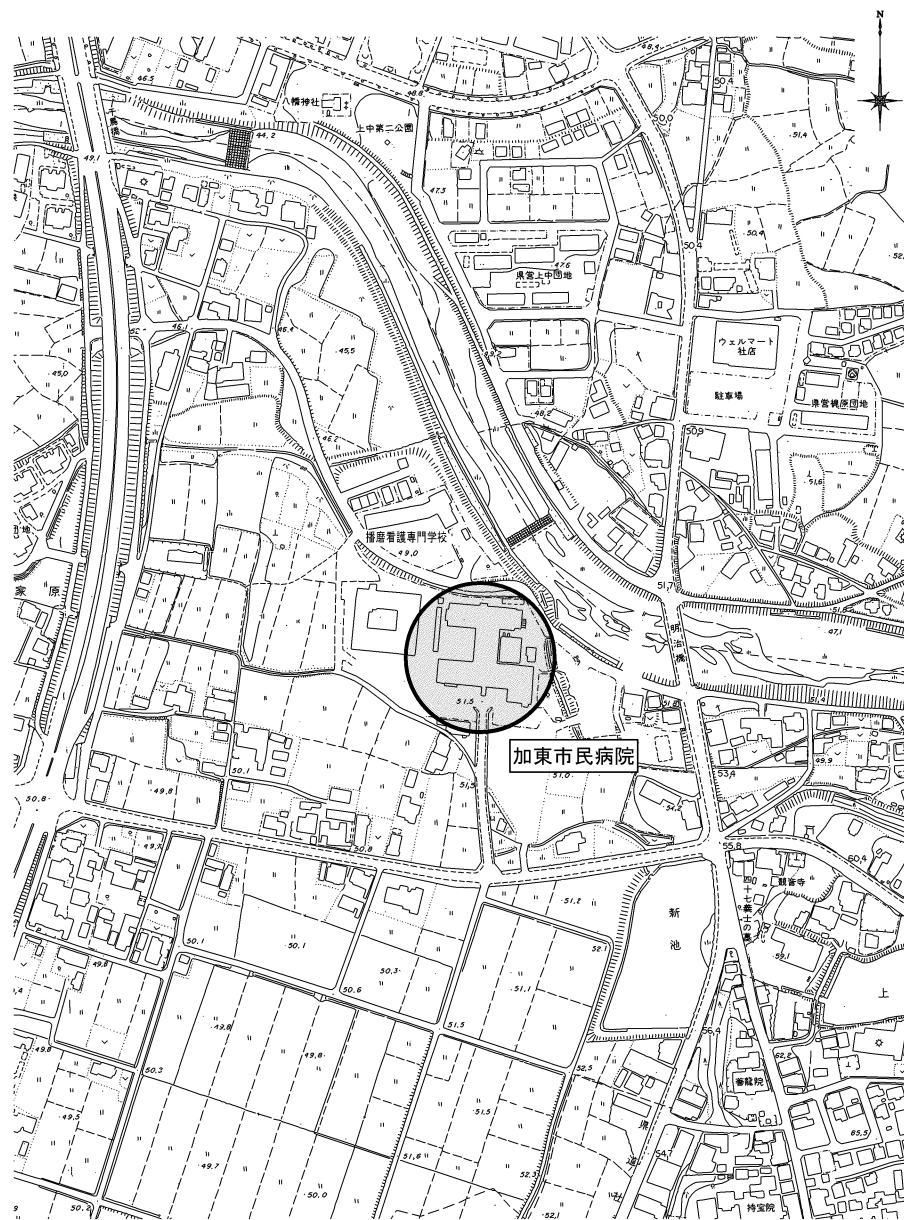
令和7年度 加東市民病院

採尿室改修工事実施設計図

[illegible]

加東市民病院

〒673-1451 兵庫県加東市家原85 TEL: 0795-42-5511(代表)



附近見取図



加東市民病院
〒673-1451 兵庫県加東市姫路85 TEL: 0795-42-5511 (代表)

令和7年度 加東市民病院採尿室改修 工事設計図

附近見取図

縮尺

1/25.6

図例

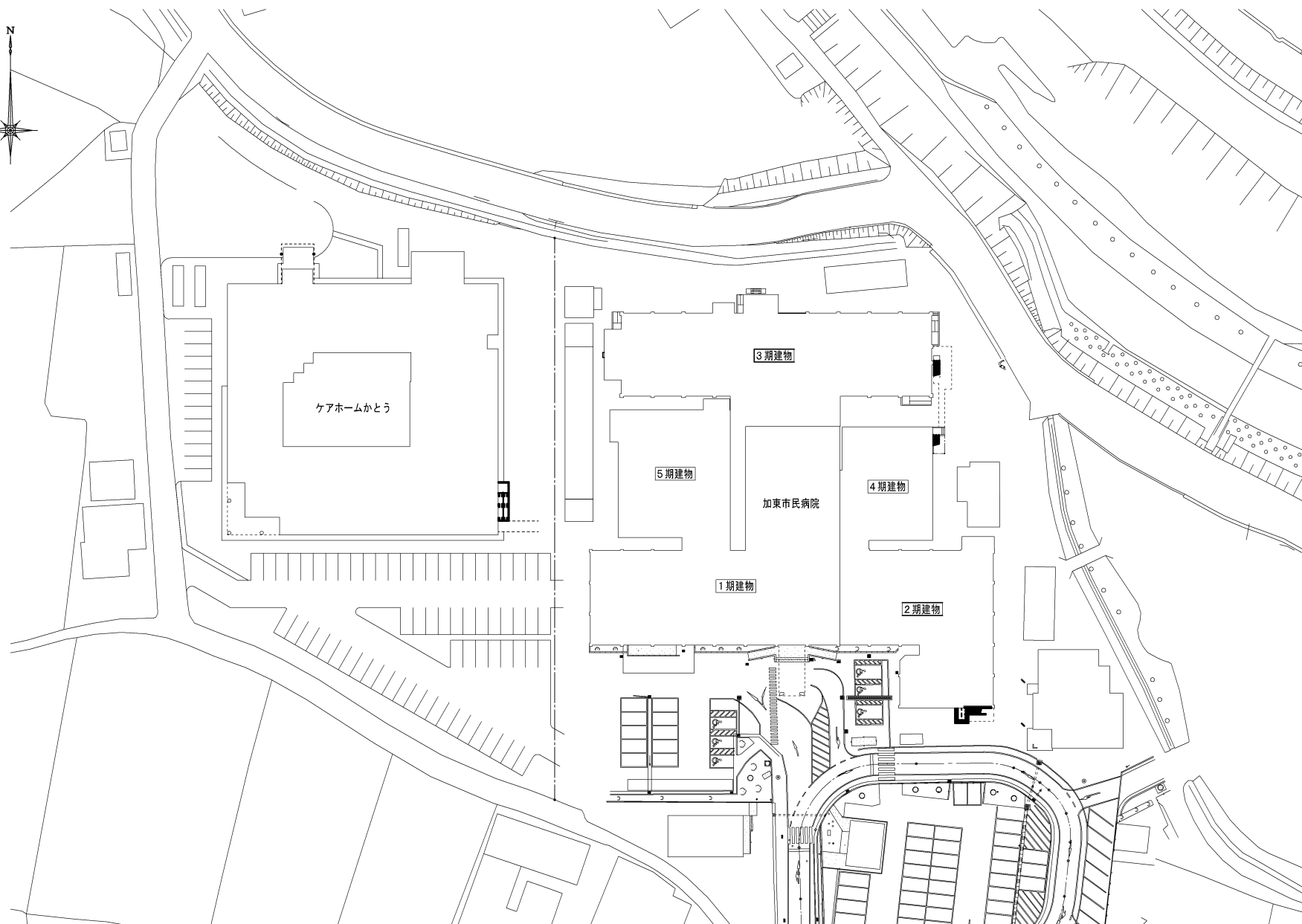
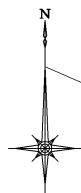
A3 縮小

承認 承認 図章 図章 図章 図章

図章

図章

A - 002



配置図 1/700



加 東 市 民 病 院
〒673-1451 兵庫県加東市家原SS TEL: 0795-42-5511 (代表)

令和7年度 加東市民病院採尿室改修 工事設計図

配置図

図面枚数

25.6

縮尺

1/700
A3縮小 1/1400

承認 承認 図章 図章 図章 図章

図面番号

A - 003



1階平面図 1/200

今回工事範囲を示す。



加東市民病院
〒673-1451 兵庫県加東市笠原SS TEL.: 0796-42-5511 (代表)

令和7年度 加東市民病院採尿室改修 工事設計図

1階平面図

図面縮小

25.6

図尺

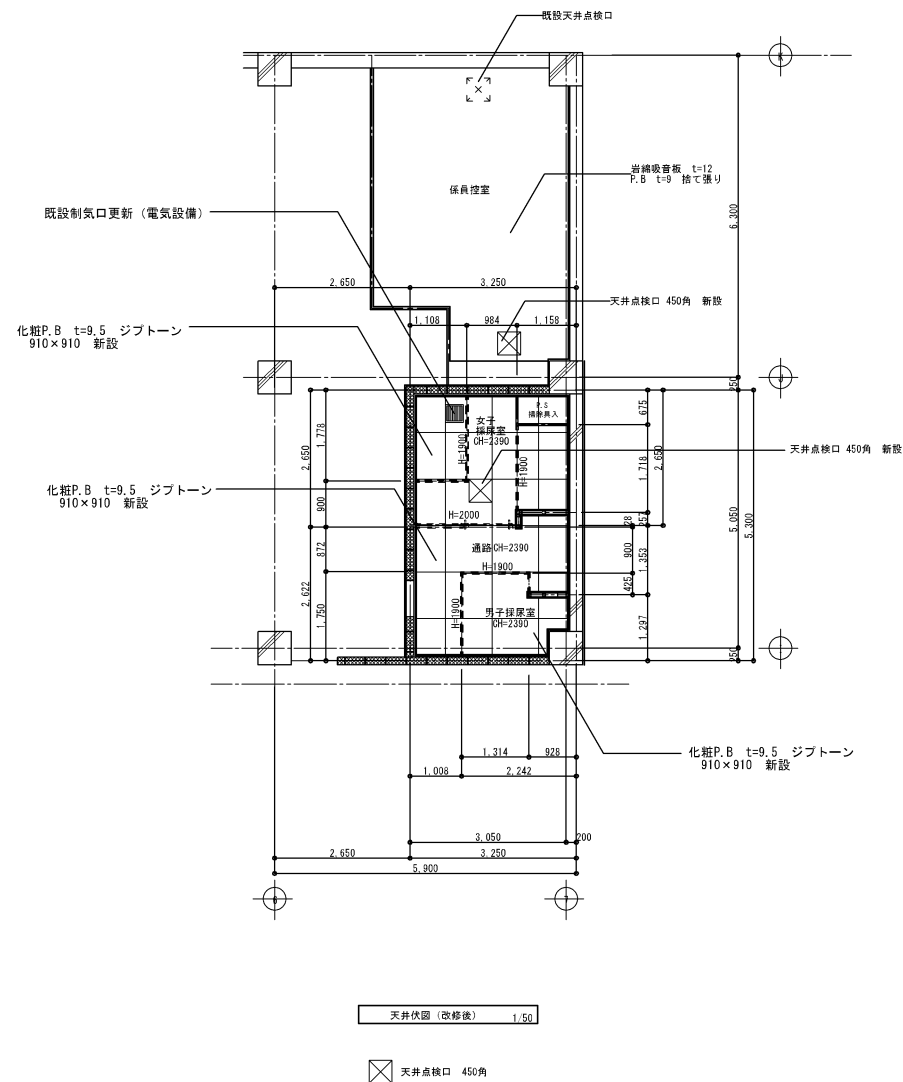
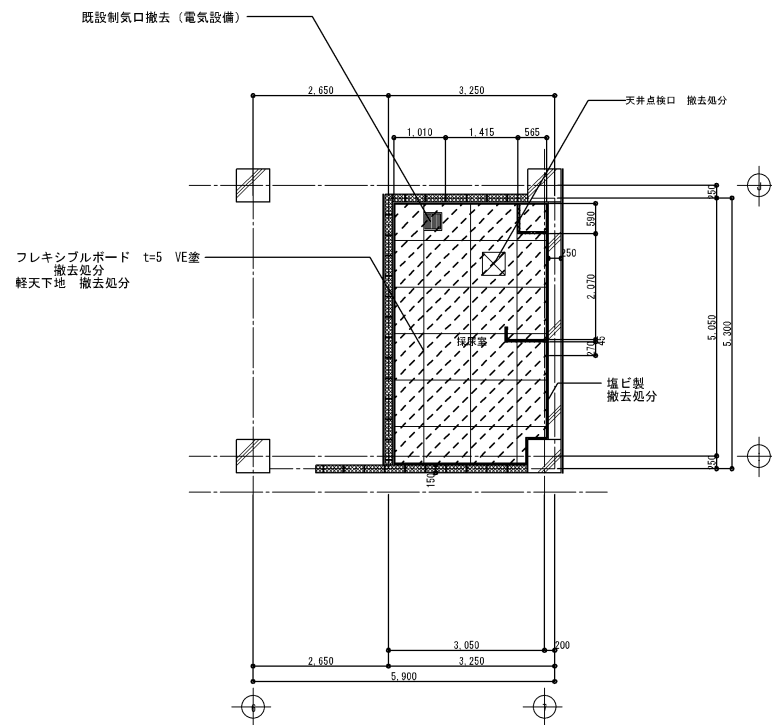
1/200

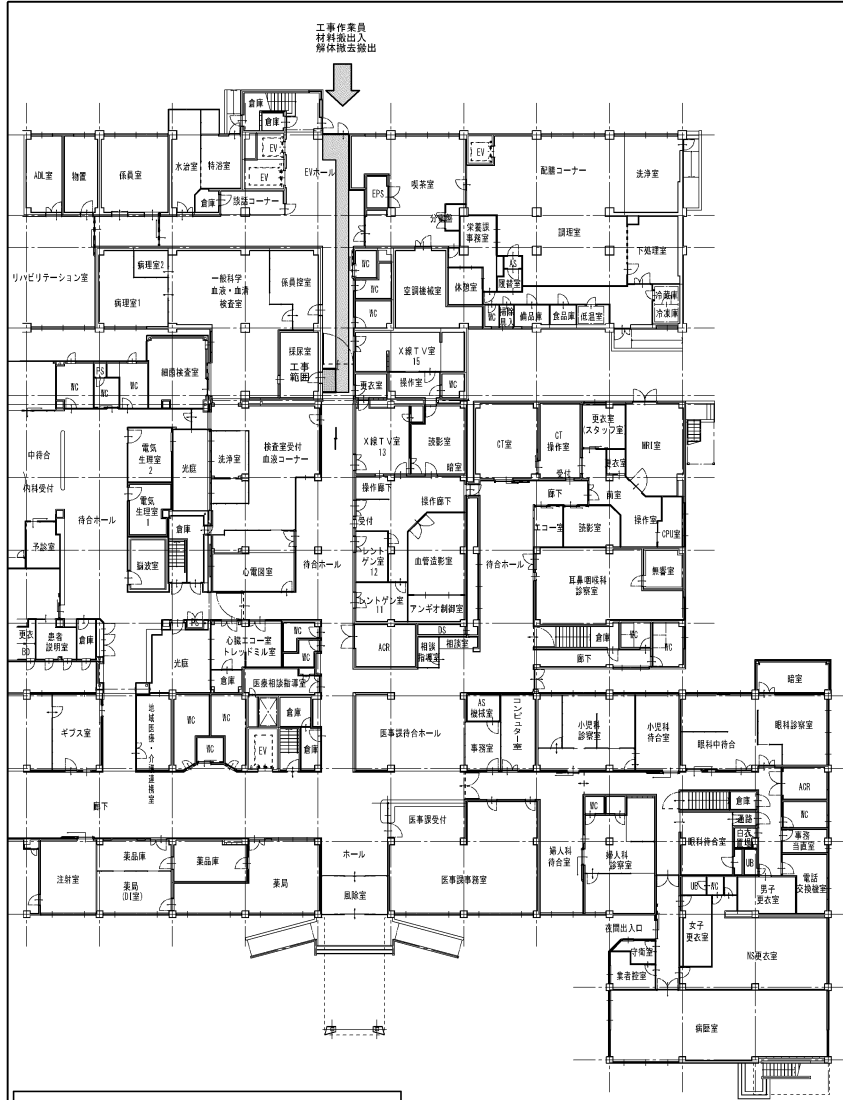
A3縮小 1/400

承認	承認	図面	図面	図面	図面	図面

図面番号

A - 004





凡 例

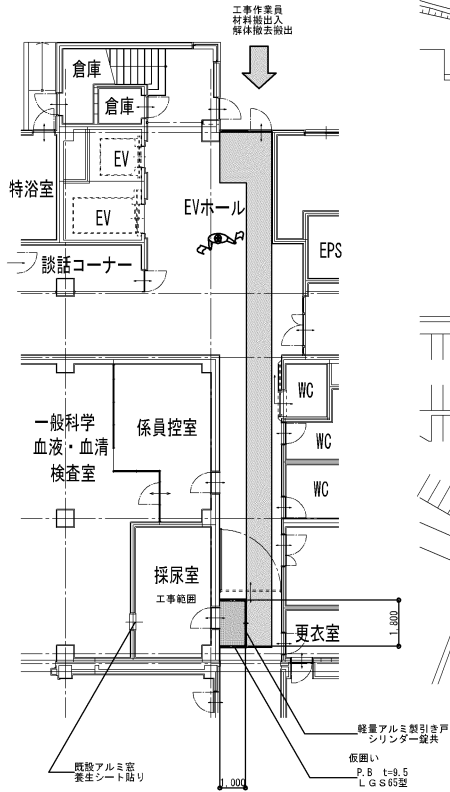
：ガードマン配置位置を示す。
(解体撤出、材料搬入時はガードマンを配置すること)

註)

- ・工事進入口は、工事車両の出入時間帯を事前協議し、十分に安全確保に配慮すること。
- ・コンクリート舗装、アスファルト舗装その他工事中破壊させた場合は、監督員に連絡の上、舗装費負担にて現状に復旧すること。
- ・本図は参考とし施工業者により仮設計図面、仮設工事計画書を作成提出し協議の上、決定すること。
- ・本図は参考とし施工業者により仮設計図面、仮設工事計画書を作成提出し協議の上、決定すること。
- ・工事状況に応じて、仮囲いを張り替える時は仮設計図面を提出し協議の上、決定とする。
- ・工事関係者車両は、病院側と協議した場所に駐車し、工事車両と分かるように明示すること。作業車以外、仮囲い内には駐車しないこと。

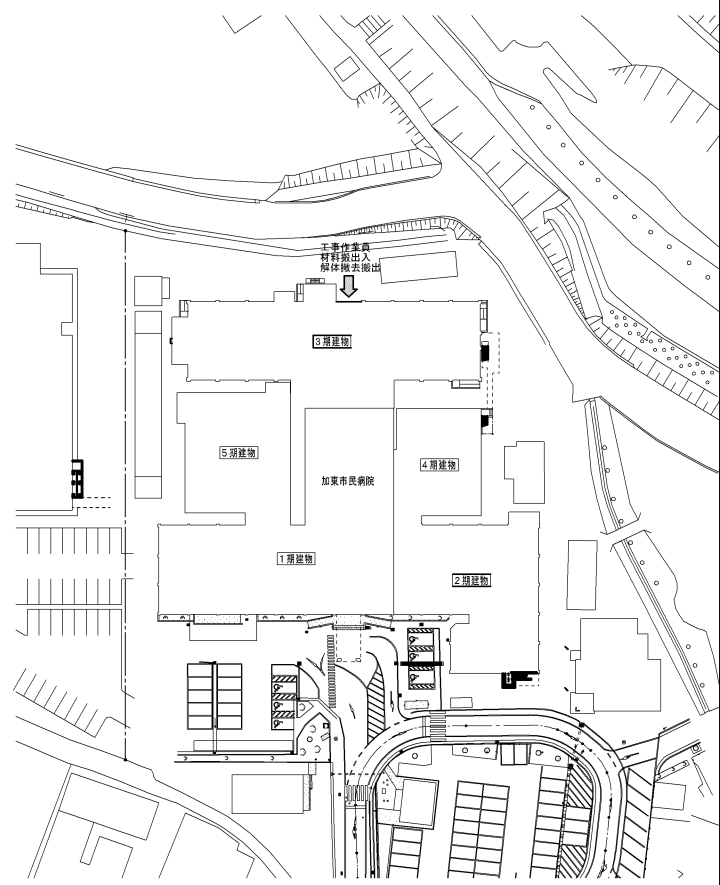
内部仮設計図面 1/200

床養生部分を示す。
養生シート貼り

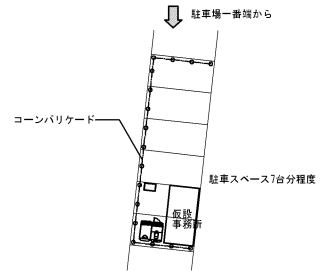


内部仮設計図面 1/100

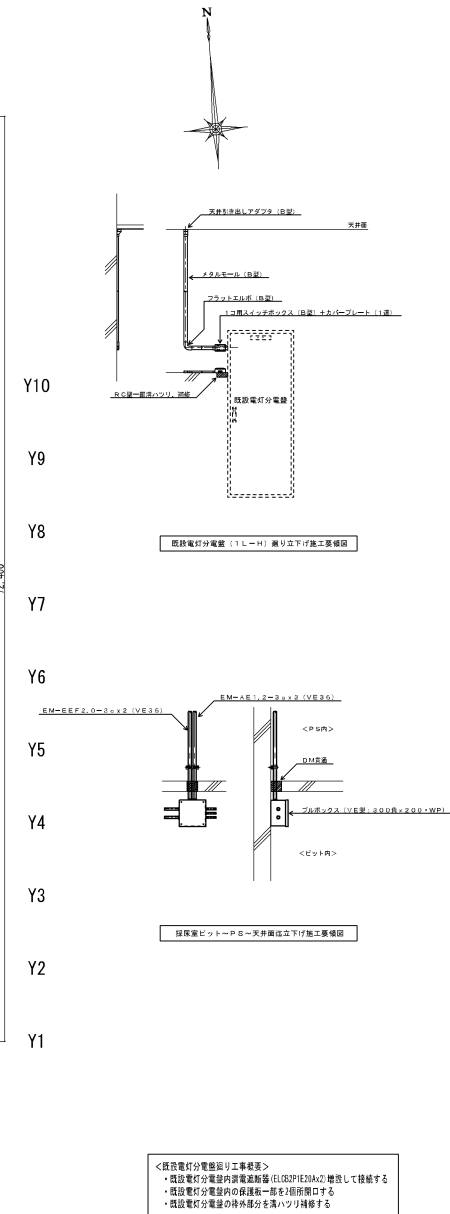
床養生部分を示す。
養生シート貼り



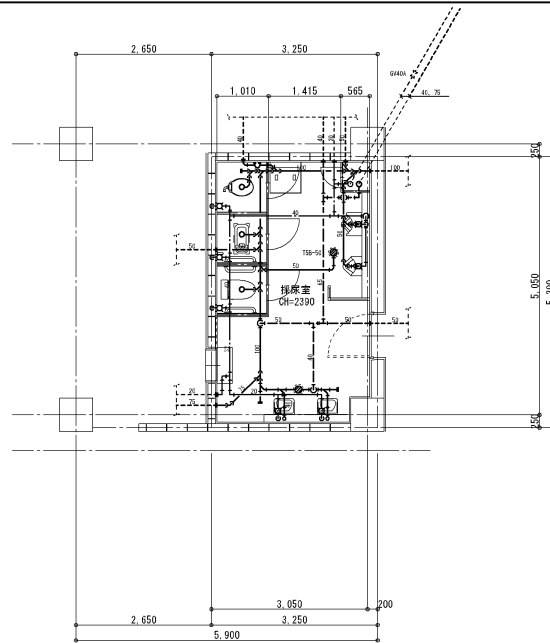
外部仮設計図面 1/500



外部仮設計図面 1/200



＜現況＞



Architectural floor plan of a building. The plan shows a rectangular structure with various rooms and corridors. Key dimensions are provided: overall width 2.650, overall depth 5.050, and internal dimensions of 3.250 and 3.950. The plan includes a staircase labeled '階段室 CH=2390' and a room labeled 'G404'. A note indicates '※階段の位置 G404' and '※階段のまま 図-72'. The plan also shows a section cut through the building, with dimensions 1.010, 1.415, and 565. The plan is oriented with North (N) indicated by an arrow pointing towards the top right.



平面詳細図 (改修前) 1/50



平面詳細図（改修後） 1/50

- 印は床面スラブのDM貫通箇所を現す
- ▲ 印は既設給水及び排水通気管の接続箇所を現す
- ・ 排水管に接続の場合は排水専用フレキシブルパイプを利用可とする
- ・ 便所ヒット内のブランド及びネジ切りボルトはステンレス製とする
- ・ 同 内の給水管保溫仕上げは既設を含め、全て更新する

[illegible]

加東市民病院
〒673-1451 兵庫県加東市家原85 TEL: 0795-42-5511(代表)

令和7年度 加東市民病院採尿室改修

工事設計図

	25.6
--	------

	1/50
A3 縮小	1/100

--	--	--	--	--	--

M - 002